

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団被服貸与基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下、「事業団」）就業規則第2条に基づく職員及び契約社員、派遣職員（以下、「職員等」）の品位の保持と事務能率の向上を図るため、被服の貸与及び着用について必要な事項を定めることを目的とする。

(着用の心得)

第2条 事業団職員等は、この基準の定めるところに従い、貸与される被服（以下、「貸与被服」）を正しく着用し（法人事務局総務課に属する職員（総務課と同じ事務所で勤務する職員を含む。）を除く。）常に清潔端正にし、事業団職員等として品位の保持に努めなければならない。

2 貸与被服は改造し、不必要なものをみだりにつけて着用してはならない。

3 事業団職員等は、私用の為に貸与被服を着用してはならない。

(貸与被服の着用)

第3条 貸与を受ける者（以下、「被貸与者」）は、貸与の目的に従い、特別な事情がない限り、勤務時間中においては貸与被服を着用しなければならない。

(貸与被服の区分等)

第4条 被貸与者並びに貸与被服の区分、貸与着数及び貸与期間は別表のとおりとする。ただし、法人事務局総務課に属する職員は、特段の理由がある場合を除き貸与しない。

2 前項の貸与期間については貸与された日の属する年度から起算し、当該年度の末日をもって終わる。

(現品貸与)

第5条 貸与被服は現品をもって貸与する。

2 貸与被服は原則、新品とする。ただし、事業団が保有するクリーニング済み貸与被服の在庫数に余剰がある場合においては、この限りではない。

(貸与被服の取り扱い)

第6条 被貸与者は、貸与被服を無断で譲与し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

2 被貸与者は、善良な注意をもって貸与被服を使用及び保管しなければならない。

3 補修・洗濯・その他貸与被服の保管上必要な費用は、被貸与者の負担とする。

(貸与品の返納)

第7条 被貸与者が退職又は転職等により、その貸与期間中に被服の貸与を受ける資格を失ったときは、速やかに法人事務局総務課に返納しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 天災その他、不可抗力により返納できなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) 前2号のほか、特に理事長が認める場合

2 被貸与者は、前項の規定に基づき貸与被服を返納する場合は、クリーニング及び補修をするものとし、その際に必要となる費用については被貸与者の負担とする。

(貸与被服の支給等)

第8条 貸与被服は貸与期間が満了したときは、原則、被貸与者に支給する。

2 支給後の被服の廃棄については、十分な配慮を行い、被貸与者の責任において行うこととし、各自治体が定める方法によらず生じた廃棄に関わるいかなる問題も事業団は責任を負わない。

3 支給した被服であっても、被貸与者が退職により、事業団の職員としての資格を喪失するときは、喪失時所属していた事業所に速やかに返納する。

4 前項の規定に関わらず、返納となる被服が未使用の場合は、法人事務局総務課へ返納する。

(貸与被服の弁償及び再貸与)

第9条 貸与期間中において貸与被服を紛失又は損傷したときは、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

2 前項の場合、その紛失又は損傷が、故意又は過失、怠慢、その他被貸与者の責めに帰すべき理由による時は、現品又は代価をもって弁償しなければならない。

3 第1項の届出があった場合において、勤務時間中又は避けることのできない理由により紛失又は損傷した為、代替品を必要とすると理事長が認めたときは再貸与することができる。なお、再貸与する場合は、第5条の規定を準用する。

(貸与品の中止等)

第10条 理事長は予算の都合等によりやむを得ない事情があるとき、又は必要があると認めるときは、被服の貸与を中止し、又は数量を増減し、若しくは貸与期間を変更することができる。

(その他)

第11条 この基準に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この基準は、令和3年9月1日より実施する。

(経過措置)

2 この基準施行の日以前において、既に貸与されている貸与被服については、全てこの基準により貸与されたものとみなす。

別 表

被服区分	貸与期間	貸与着数	対象者
事務服 (介護服と 同等品)	1年	上下各1着(半袖・長袖・ 色は個人選択) ※但し初年度は半袖・長袖 より上3着、下2着を貸与	施設事務に従事する者、および在宅にて相談業 務に従事する者
介護服	1年	上下各1着(半袖・長袖・ 色は個人選択) ※但し初年度は半袖・長袖 より上下3着ずつを貸与	・介護業務に従事する者および介護現場に配属 される事務職に従事する者 ・施設にて相談指導業務に従事する者 ・その他理事長が必要と認めた者
看護服	1年	上下1着(訪問用・施設用 は勤務する事業所によって 決定) ※但し初年度は上下3着ず つ貸与	・看護業務に従事する者
ケーシー型 白衣	1年	上下1着 ※但し初年度は上下3着ず つ貸与	・理学療法士および作業療法士、言語聴覚士と して従事する者
防寒着	4年	1着	家庭訪問、公的手続、事務連絡等、外出を伴う 業務に従事する職員等。(ただし、施設における 送迎業務、複数で従事する場合については施設 に必要枚数を貸与とする)
ベスト	2年	1着	デイサービスセンター送迎業務等、主として車 両運転業務に従事する者。(上記被服貸与対象と なっていない運転業務従事者)
週当たりの勤務日数による初年度貸与枚数(1日の業務時間数は問わない)			
週1日	上下1枚貸与		
週2日	上下2枚貸与(ただし、事務服は下は1枚)		
週3日以上	上下3枚貸与(ただし、事務服は下は2枚)		